

○朝日村観光レクリエーション施設設置条例

令和元年10月28日条例第39号

(管理運営審議会の設置)

第4条 施設の管理運営等重要な事項について、村長の諮問に応じ審議するため、朝日村観光レクリエーション施設管理運営審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

- 2 審議会は、委員15人以内で組織する。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。
 - (1) 農林業者代表
 - (2) 商工業者代表
 - (3) 知識経験者
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 その職にあるため委員となった者の任期は、その在任期間とする。
- 6 審議会に会長及び副会長をおき、委員が互選する。

○朝日村観光レクリエーション施設設置条例施行規則

平成9年10月1日規則第13号

(会議)

第4条 条例第4条に規定する観光レクリエーション施設管理運営審議会（以下「審議会」という。）は、会長が招集する。ただし、過半数の委員から要求があったときは、会長は審議会を招集しなければならない。

- 2 会議の議長は、会長がこれにあたる。
- 3 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代行する。
- 4 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 5 審議会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 審議会の書記は、会長が任命する。